

応急危険度判定士資格の相互認証に関する運用基準

全国被災建築物応急危険度判定協議会

第1 目的

この運用基準は、応急危険度判定士（以下、判定士という。）の他都道府県への移転（転居、転勤等）に伴う、移転後の都道府県における認定（各都道府県における判定士としての認定、登録等をいう。以下、同じ）手続きに関し、各都道府県間の相互認証についての基本的な考え方を定め、判定士の負担の軽減を図るとともに、円滑な制度運営に資することを目的とする。

第2 移転後の認定

他都道府県の認定を受けている判定士から認定の申請を受けた都道府県は、その判定士の有する資格が、その都道府県の認定要綱等に定める資格条件に適合している場合、講習会等の受講を免除し、認定を行うこととする。

第3 認定の通知

他都道府県の認定を受けている判定士を認定した都道府県は、移転前に認定している都道府県に対し、様式1により通知することとする。

第4 移転前の認定の抹消

第3の通知を受けた都道府県は、その判定士の認定を抹消する等、その都道府県の認定要綱等に定める所定の手続を行うこととする。

第5 認定条件の開示

- 1 各都道府県は判定士の認定に係る資格等の条件を開示するとともに、他都道府県の認定条件等の情報を判定士に提供することとする。
- 2 各都道府県は、様式2により開示内容を事務局に通知することとする。
- 3 事務局は、前項の通知の内容を取りまとめの上、各都道府県に送付するとともに、協議会ホームページにその内容を登載する。
- 4 開示内容に変更が生じた場合は、前2項に準ずる。

附 則

この基準は、1999年（平成11年）5月19日より施行する。

様式 1

応急危険度判定士認定通知書

年 月 日

(都道府県名)

応急危険度判定士認定事務局 御中

(都道府県名)

応急危険度判定士認定事務局

(都道府県名)で応急危険度判定士の認定を受けている下記の者について、認定を行いましたので通知します。

認 定 年 月 日	年 月 日	
ふ り が な 氏 名		
生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日	
既 認 定	認 定 番 号	
	認 定 証 の 返 還	有 ・ 無

※ 本通知書の受領確認のため、担当者の方は下記あてにご連絡ください。

(都道府県名) 事務局 担当 (氏 名)
TEL () ー
内線

応急危険度判定士認定条件等(変更)通知書

年 月 日

全国被災建築物応急危険度判定協議会事務局 御中

(都道府県名)

応急危険度判定士認定事務局

(都道府県名) の応急危険度判定士認定条件等については、以下の通りです。

[illegible]

応急危険度判定士資格の相互認証に係る事務手続きの流れについて

A 県の認定を受けている判定士が B 県に移転し、B 県の認定を受けることを希望した場合

- ① 判定士は A 県の認定証を持参し、B 県へ認定申請をしたい旨を申し出る。
- ② B 県は、判定士の有する資格を確認し、B 県の資格条件に合致していれば判定士の認定申請を受け付け、講習会等の受講を要せずに認定を行う。
- ③ 判定士の資格条件が合致していない場合は、B 県においては認定できない旨を伝える。
- ④ B 県は、A 県に対して認定をした判定士の氏名、認定番号等を通知する。
- ⑤ 原則として、A 県の認定証は返還させることとするが、強制はしない。
返還された認定証は、B 県の責任において破棄する。
- ⑥ B 県から通知を受けた A 県は、その判定士の認定を抹消するなど、認定要綱等に基づき、所定の手続きを行う。

応急危険度判定士資格の相互認証に係る事務手続きフロー

